

厚生労働省発医政0423第8号
平成26年4月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

地域診療情報連携推進費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成19年7月24日厚生労働省発医政第0724003号本職通知の別紙「地域診療情報連携推進費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村及び医療機関等に対する周知につき配慮願いたい。

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱新旧対照表

		改正後	改正前
地域診療情報連携推進費補助金交付要綱			
(通則)			地域診療情報連携推進費補助金交付要綱
1	(略)	(略)	
(交付の目的)			
2	この補助金は、地域医療を担う医療機関の機能分化や連携といった課題に対応するため、医療機関において切れ目のない医療情報連携を行い、継続した質の高い地域医療連携の推進を図るとともに、落雷や浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、主要診療情報の保全を図ることと 及び 診療録等の電子的記録やネットワーク利用が進展する中、なりすましや改ざんといったリスクへの対応が重要であり、それらのリスクを防止するための仕組みである、保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発することを目的とする。	この補助金は、地域医療を担う医療機関の機能分化や連携といった課題に対応するため、医療機関において切れ目のない医療情報連携を行い、継続した質の高い地域医療連携の推進を図るとともに、落雷や浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、主要診療情報の保全を図ることを目的とする。	
(交付の対象)			
3	この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) ICTを活用した地域医療ネットワーク事業 平成25年5月16日医政発0516第6号厚生労働省医政局長通知の別紙「ICTを活用した地域医療ネットワーク事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行うICTを活用した地域医療ネットワーク事業(以下「事業」という。)を交付の対象とする。	この補助金は、平成25年5月16日医政発0516第6号厚生労働省医政局長通知の別紙「ICTを活用した地域医療ネットワーク事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行うICTを活用した地域医療ネットワーク事業(以下「事業」という。)を交付の対象とする。	
(2) 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発等事業 平成26年4月1日医政発0401第13号厚生労働省医政局長通知の別添「保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発等事業実施要綱」に基づき、別に定める公募要領により選定された団体が行う事業を交付の対象とする			

	改正後	改正前
(交付額の算定方法)		
4 この補助金の交付額は、次の(1)又は(2)により算出されるものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。		
(1) ICTを活用した地域医療ネットワーク事業		
① 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。		
(2) 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発等事業		
① 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
② ①により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。		
(交付額の算定方法)		
4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。		
(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。		
1 基準額	2 対象経費	
(略)	(略)	
1 基準額	2 対象経費	
(略)	(略)	
1 基準額	2 対象経費	
厚生労働大臣が必要と認めた額	以下に掲げる内容に要する、人件費、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、維持費、委託費（左記経費に該当するもの）	ア、医療関係者に向けての説明会の開催に必要な経費 イ、HPKIの普及にかかる事業の実施に必要な経費 ウ、HPKI認証局の運営に必要な経費

	改正後	改正前
	五. その他PKIの体制整備にかかる事業に必要な経費	
(交付の条件)		
5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。		
(1) ~ (7) (略)	(1) ~ (7) (略)	
(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。	(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。	
(9) 補助事業者が、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であつて国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第7号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ、公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府）に報告しなければならない。		
(申請手続)		
6 この補助金の申請は、次により行うものとする。		
(1) 3の(1)の事業		
この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。		

	改正後	改正前
(2) 3の(2)の事業		
この補助金の交付の申請は、第3号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年 度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。		
(変更申請手続)		
7 (略)	7 (略)	
(交付決定までの標準的期間)		
8 (略)	(交付決定までの標準的期間)	
(補助金の概算払)		
9 (略)	9 (略)	
(実績報告)		
10 この補助金の事業実績報告書は、次により行うものとする。 (1) 3の(1)の事業	10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に關係書類を添えて、 事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は 廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過 した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するも のとする。	
(2) 3の(2)の事業		
第5号様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か 月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に、 当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。	第5号様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か 月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に、 当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。	
(補助金の返還)		
	(補助金の返還)	

	改正後	改正前
11 (略)		11 (略)
(その他) 12 (略)		(その他) 12 (略)

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱

(通則)

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域医療を担う医療機関の機能分化や連携といった課題に対応するため、医療機関間において切れ目のない医療情報連携を行い、継続した質の高い地域医療連携の推進を図るとともに、落雷や浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、主要診療情報の保全を図ること及び診療録等の電子的記録やネットワーク利用が進展する中、なりすましや改ざんといったリスクへの対応が重要であり、それらのリスクを防止するための仕組みである、保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）を普及・啓発することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) I C T を活用した地域医療ネットワーク事業

平成 25 年 5 月 16 日医政発 0516 第 6 号厚生労働省医政局長通知の別紙「I C T を活用した地域医療ネットワーク事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う I C T を活用した地域医療ネットワーク事業を交付の対象とする。

(2) 保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及・啓発等事業

平成 26 年 4 月 1 日医政発 0401 第 13 号厚生労働省医政局長通知の別添「保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及・啓発等事業実施要綱」に基づき、別に定める公募要領により選定された団体が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の（1）又は（2）により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) I C T を活用した地域医療ネットワーク事業

- ① 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>ア. 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。（サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事費を含む）</p> <p>イ. アのサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。</p>

	<p>ウ. 既存システムを、アのサーバーへ対応させるための改修経費。</p> <p>エ. 機関内のシステムが停止した際に、アのサーバーからデータを参照するためのソフトウェアの設計・開発・導入費。</p> <p>オ. 当該システムで利用するためのHPKI導入に必要な経費。（ICカード申請・配布等の諸費、ICカードリーダー導入費を含む）</p>
--	---

（2）保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及・啓発等事業

- ① 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>以下に掲げる内容に要する、人件費、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、委託費（左記経費に該当するもの）</p> <p>ア. 医療関係者に向けての説明会の開催に必要な経費</p> <p>イ. HPKIの普及にかかる事業の実施に必要な経費</p> <p>ウ. HPKI認証局の運営に必要な経費</p> <p>エ. その他HPKIの体制整備にかかる事業に必要な経費</p>

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び

証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管していなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。

(9) 補助事業者が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第7号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ、公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府）に報告しなければならない。

（申請手続）

6 この補助金の申請は、次により行うものとする。

（1）3の（1）の事業

この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（2）3の（2）の事業

この補助金の交付の申請は、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)の事業

第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3の(2)の事業

第5号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

12 特別の事情により、4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。